

岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第13号

岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成13年岩手県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(個人情報開示請求書)</p> <p>第3条 条例第11条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法定代理人が開示請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(本人等であることの証明に必要な書類)</p> <p>第4条 条例第11条第2項（条例第26条第3項、第34条第2項、第42条第2項及び第44条第2項において準用する場合を含む。）の本人又はその法定代理人若しくは遺族であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法定代理人が請求をし、又は申出をする場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として別に定めるもの</p>	<p>(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号の収集の有無</u></p> <p>(個人情報開示請求書)</p> <p>第3条 条例第11条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）が開示請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年被後見人又は委任者の別</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(本人等であることの証明に必要な書類)</p> <p>第4条 条例第11条第2項（条例第26条第3項、第34条第2項、第42条第2項及び第44条第2項において準用する場合を含む。）の本人又はその代理人若しくは遺族であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 代理人が請求をし、又は申出をする場合 当該代理人に係る前号に定める書類並びに法定代理人にあつては戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として別に定めるもの、<u>本人の委任による代理人にあつては本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑証明書（請求又は申出をする日の前3か月以内に作成されたものに限る。）が添付されているものに限る。）</u></p>

<p>(3) [略]</p> <p>2 開示請求をした<u>法定代理人</u>は、当該開示請求に係る個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を教育長（条例第19条第1項の規定による通知があった場合にあつては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(個人情報訂正請求書)</p> <p>第12条 条例第26条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法定代理人</u>が訂正請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人情報利用停止請求書)</p> <p>第13条 条例第34条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法定代理人</u>が利用停止請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人情報取扱是正申出書)</p> <p>第14条 条例第42条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法定代理人</u>が是正申出をする場合にあつては、当該申出に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>2 開示請求をした<u>代理人</u>は、当該開示請求に係る個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を教育長（条例第19条第1項の規定による通知があった場合にあつては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(個人情報訂正請求書)</p> <p>第12条 条例第26条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>代理人</u>が訂正請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、<u>成年被後見人又は委任者の別</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人情報利用停止請求書)</p> <p>第13条 条例第34条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>代理人</u>が利用停止請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、<u>成年被後見人又は委任者の別</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人情報取扱是正申出書)</p> <p>第14条 条例第42条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>代理人</u>が是正申出をする場合にあつては、当該申出に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、<u>成年被後見人又は委任者の別</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。